

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】

2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部
商業・サービス産業政策課】

3

◇ 訂 正

- 第4621号、第4668号及び第4681号の訂正【行政委員会事務局監査第一課】

5

北九州市告示第 300 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1834	牧山海岸 3 号線	前	北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 8 6 地先から 北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 1 3 8 地先まで	8.0	79.1
		後	北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 8 6 地先から 北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 1 4 4 地先まで	11.7 ～ 12.3	79.1

北九州市公告第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和2年7月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

八幡西区光明貸店舗

北九州市八幡西区光明一丁目1921番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 辻田泰徳

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

代表取締役 辻田泰徳

(2) 変更後

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

代表取締役 辻田泰徳

4 変更の年月日

令和2年6月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年6月30日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 1 1 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 1 1 月 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和2年	4621	161	1行目	北九州市監査委員告示第1号	北九州市監査委員告示第4号
	4668	46	1行目	北九州市監査委員告示第2号	北九州市監査委員告示第1号
	4681	50	1行目	北九州市監査委員告示第3号	北九州市監査委員告示第2号